

認定NPO法人、仮認定NPO法人の情報公開義務

(1) 認定NPO法人、仮認定NPO法人（以下、認定NPO法人等）の情報公開（閲覧）

認定NPO法人等は、以下の書類についてその事務所に備え置き、かつ、一定の閲覧書類（表中、「○」のついた書類。）について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています。（NPO法第52条第4項、第54条第5項、第62条）。

(2) 所轄庁（神戸市）の情報公開（閲覧・謄写）

所轄庁（神戸市）は、認定NPO法人等から提出を受けた上記（1）の閲覧書類について、閲覧又は謄写の請求があったときは、条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならないこととされています（NPO法第30条、第56条、第62条）。

書類名	認定NPO法人等 (閲覧)	所轄庁 (閲覧又は謄写)	受けたもの 過去3年間に提出を
事業報告書等			
事業報告書	○	○	
計算書類（活動計算書、貸借対照表）			
財産目録			
年間役員名簿（各事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無を記載した名簿）			
社員のうち10人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面			
役員名簿			
定款等（定款、認証及び登記に関する書類の写し）			
認定等の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類	○	○	期間中
認定等の申請書に添付した寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	○	○	期間中 (注1)
前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	○	○	
前事業年度の収益の明細など			
収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類	○	○	
資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項を記載した書類	○	○	
次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類			
イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引	○	○	
ロ 役員等との取引			
寄附者（当該認定NPO法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定NPO法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限ります。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日を記載した書類	○	○	過去3年間に提出を受けたもの
給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項を記載した書類	○	○	
支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日を記載した書類	○	○	
海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限ります。）におけるその金額及び使途並びにその実施日を記載した書類	○	○	

認定, 仮認定を受けるための要件のうち, (3) (口に係る部分を除きます。), (4)イ及びロ, (5)並びに(7)に掲げる基準に適合している旨並びに欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
「助成金の支給の実績」を記載した書類	<input type="radio"/>	末日まで <small>(注2)</small>	作成の日から3年が経過した日を含む事業年度の	<input type="radio"/>
「海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除きます。）を行うときの金額及び用途並びにその予定日」を記載した書類	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>
寄附者名簿		×		×
認定（仮認定）申請書の添付書類のうち上記に含まれていないもの		×		×

(注1) 仮認定NPO法人の場合は仮認定の日から3年間

(注2) 仮認定NPO法人の場合は作成の日から仮認定の有効期間の満了の日まで

(注3) 所轄庁又は認定NPO法人等において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。